

地方自治法（抜粋）

第百九条 ⑤ 第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。

第百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

杉並区議会基本条例（抜粋）

（区民との関係）

第8条 議会は、区民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、区民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとします。

（区民意見の反映）

第11条 2 議会は、第8条の規定による区民の意見の把握が不十分である場合等、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度の活用にも努めるものとします。

杉並区議会委員会条例（抜粋）

（公聴会開催の手続）

第21条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得て行わなければならない。

2 委員会は、公聴会に関しその日時・場所・案件・公示方法及び意見を聞こうとする利害関係者又は学識経験者等（以下「公述人」という。）の範囲、人員その他必要と認める事項を決めなければならない。

3 前項の事項を決めたときは、委員長は、議長に報告するとともに、公聴会の公示及び公述人の招請等開会に必要な手続をしなければならない。

（意見を述べようとする者の申出）

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第23条 公述人は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、本人にその旨を通知する。

2 前項に規定する者の中に、その案件に対して賛成及び反対者があるときは、一方にかたよらないように選ばなければならない。

（公述人の発言）

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言はその意見を聞こうとする案件の範囲を越えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を越え、又は不穏当な言動があつたときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（公述人に対する質疑等）

第25条 委員は、公述人の述べた意見に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による陳述）

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。但し、委員会が許可したときは、この限りでない。

（入場の制限）

第27条 委員長は、公聴会において必要があると認めるときは一般参加者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

（参考人）

第27条の2 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 第24条から第26条までの規定は、参考人について準用する。

杉並区議会公聴会開催要綱（抜粋）

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 115 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本会議又は委員会で公聴会を開こうとするときは、杉並区議会会議規則（昭和 31 年 9 月 25 日議決）第 83 条の 2 から第 83 条の 7 まで又は杉並区議会委員会条例（昭和 31 年杉並区条例第 14 号。以下「条例」という。）第 21 条から第 27 条までの規定によるほか、この要綱による。
- 2 条例第 21 条第 1 項の議長の承認要求及び同条第 3 項の議長に対する報告は、別紙様式 1 により開会の日前少くとも 14 日までに提出するものとする。
- 3 公聴会に関する公示方法は、区広報登載、区掲示場に掲示等のうち本会議又は委員会が定めた方法による。
（1）公示例は別紙様式 2 による。
- 4 本会議又は委員会が公述人を決定したときは、開会の日前 4 日までに公述人決定通知書（別紙様式 3）又は公聴会出席要請書（別紙様式 4）を公述人に送達し、後者については出席諾否を求めるものとする。
- 5 委員長は、公聴会の経過及び結果を議長に報告しなければならない。